

湖東地区消防本部は、職員に対し懲戒処分を行ったので公表します。

1, 処分事案

スマートフォンによる撮影拡散行為及び嫌がらせ行為

2, 被処分者

30代 男性

3, 処分内容

停職6ヶ月

4, 処分年月日

令和7年9月1日

5, 事案の概要

令和7年6月22日、署内トイレにおいてスマートフォンによる撮影拡散行為及び嫌がらせ行為をしたもの。

6, 消防長コメント

今後は、このような不祥事を二度と起こさないよう、全職員に対し、今まで以上に綱紀粛正、倫理の保持に取り組んでまいります。